

宮 行 評 委 第 号
平 成 2 0 年 1 1 月 日

案

宮城県知事
村 井 嘉 浩 殿宮城県行政評価委員会
委員長 星 宮 望宮城県行政評価委員会公共事業評価部会
部会長 森 杉 壽 芳

平成 2 0 年度公共事業再評価について（答申）

平成 2 0 年 6 月 9 日付け評価第 1 6 号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第 6 条第 1 項第 3 号及び同条第 7 項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。

記

「事業継続」とした県の評価を**妥当**とする事業

- ① 一般国道 346 号 鹿島台バイパス整備事業
- ② 一般県道出島線 出島道路改良事業
- ③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業 …… ※今回審議で部会意見まとめ
- ④ 主要地方道鹿島台高清水線 姥ヶ沢道路改良事業
- ⑤ 広域基幹 迫川河川改修事業
- ⑥ 広域基幹 迫川（芋塚川）河川改修事業
- ⑦ 広域基幹 迫川（熊川）河川改修事業
- ⑧ 広域基幹 迫川（長沼川）河川改修事業
- ⑨ 広域基幹 迫川（荒川）河川改修事業
- ⑩ 広域基幹 田尻川河川改修事業
- ⑪ 広域基幹 鳴瀬川河川改修事業
- ⑫ 広域基幹 善川河川改修事業
- ⑬ 広域基幹 竹林川河川改修事業
- ⑭ 広域基幹 白石川河川改修事業

- ⑮ 広域基幹 白石川（斎川）河川改修事業
 - ⑯ 広域基幹 大川河川改修事業
 - ⑰ 広域一般 高城川河川改修事業
 - ⑱ 都市基幹 七北田川河川改修事業
 - ⑲ 都市基幹 七北田川（梅田川）河川改修事業
 - ⑳ 都市基幹 砂押川河川改修事業
 - ㉑ 鹿折川地震高潮等対策河川事業
 - ㉒ 坂元川総合流域防災事業 …… ※今回審議で部会意見まとめ
 - ㉓ 出来川総合流域防災事業
 - ㉔ 雉子尾川総合流域防災事業
 - ㉕ 富士川総合流域防災事業
 - ㉖ 西川総合流域防災事業
 - ㉗ 長沼ダム建設事業
 - ㉘ 平地すべり対策事業
 - ㉙ J R仙石線多賀城地区連続立体交差事業
 - ㉚ 都市計画道路 駅前大通線道路改築事業
 - ㉛ 加瀬沼公園整備事業
 - ㉜ 仙塩流域下水道事業
 - ㉝ 阿武隈川下流流域下水道事業
 - ㉞ 鳴瀬川流域下水道事業
 - ㉟ 吉田川流域下水道事業
 - ㊱ 経営体育成基盤整備事業（多田川左岸地区）
 - ㊲ 経営体育成基盤整備事業（中塚西部地区）
 - ㊳ 経営体育成基盤整備事業（円田2期地区）
 - ㊴ 経営体育成基盤整備事業（川北2期地区）
- （以上39事業）

(別紙)

1 審議対象事業の実施に関する意見

- ② 一般県道出島線 出島道路改良事業
今後の事業実施に当たっては、一層の経費節減に努めること。
- ③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業
- ② 坂元川総合流域防災事業

- ②⑦ 長沼ダム建設事業
不特定用水の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局との連携を十分に強化して、農業振興等を図ること。

2 今後の事業の実施に関する意見

(1) 河川事業

河川事業の再評価については、事業区間の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果が分かりにくくなっていることから、短期的事業計画調書の「今後10年間の整備方針及び事業計画」には、可能な限り具体的に記載すること。

工事を休止している河川の休止理由は、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく記載すること。

(2) 街路事業

事業費の算定に当たっては、コストアップの可能性を十分に検討し、可能な限り正確に見積もるよう努めること。

都市計画決定された事業計画の場合であっても、決定の際に考えられた代替案を再評価調書に記載すること。

(3) 下水道事業

3 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗が分かるように、前回の進捗率を再評価調書に記載すること。

事業計画に大きな変更があった場合には、変更に至るまでの決定プロセスなど県民が分かりやすい変更理由の記載に努めること。

※以下、手持資料

(別紙)

※青字は次回部会で森杉部会長から提案いただく内容
(当日資料には記載しない。部会長・事務局用)

1 審議対象事業の実施に関する意見

② 一般県道出島線 出島道路改良事業

今後の事業実施に当たっては、一層の経費節減に努めること。

③ 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業

② 坂元川総合流域防災事業

公共事業評価部会の審議により、道路事業と河川事業の計画調整がなされたことは好ましいことであるが、**今後は事業関係課における調整をより一層綿密に行い、効果的に事業を推進すること。** ※部会審議で決まった内容を室長が説明

② 長沼ダム建設事業

不特定用水の維持による利水便益の効果が得られるように、関係部局との連携を十分に強化して、農業振興等を図ること。

2 今後の事業の実施に関する意見

(1) 河川事業

河川事業の再評価については、事業区間の広域化や事業期間の長期化に伴い、事業効果が分かりにくくなっていることから、短期的事業計画調書の「今後10年間の整備方針及び事業計画」には、可能な限り具体的に記載すること。

工事を休止している河川の休止理由は、事業進捗状況との関連など、各事業に即した形で分かりやすく記載すること。

(2) 街路事業

事業費の算定に当たっては、コストアップの可能性を十分に検討し、可能な限り正確に見積もるよう努めること。

都市計画決定された事業計画の場合であっても、決定の際に考えられた代替案を再評価調書に記載すること。

街路景観について、今後はより一層配慮した上で、事業を推進すること。

※答申審議時に、部会長が提案する事項

(3) 下水道事業

下水道事業については、事業の大部分を改築が占めるため、再評価調書の事業費は設置費と改築費が分かるように記載すること。

※部会審議で決まった内容を室長が説明

3 今後の公共事業再評価の実施に関する意見

再々評価事業については、前回再評価時からの事業進捗が分かるように、前回の進捗率を再評価調書に記載すること。

事業計画に大きな変更があった場合には、変更に至るまでの決定プロセスなど県民が分かりやすい変更理由の記載に努めること。